

感染症対策の取組方針

1 経過

新型コロナウイルス感染症拡大により、新しい生活様式が示され、公共施設においても様々な感染症対策が講じられました。そこで、令和元年度庁内検討プロジェクトでとりまとめた、市民会館等に複合化する公共施設（案）（以下「複合化（案）」という。）の各施設について、当初想定していた規模等への影響を確認するとともに、新しい市民会館等において採用すべき感染症対策として現時点で考えられることを検討し、今後、本事業を進めるに当たり、考慮すべき感染症対策を取組方針としてまとめました。

2 感染症対策の取組方針

（取組方針1）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、ソーシャルディスタンスを確保する観点から、複合化（案）における面積を拡張する可能性を示した所管課があったが、いずれの施設も使用時間や使用人数を制限することで対応（ソフト対策）していること、科学的な根拠に基づく施設規模の基準が整備されていないことから、現時点では、複合化（案）の規模を維持したまま計画を進めていく。ただし、国等から施設規模に影響を及ぼす内容を含むガイドライン等一定の基準が示された場合には、その基準にしたがった規模の見直しを検討する。

（取組方針2）

庁内検討プロジェクトで提案された次の対策は、新型コロナウイルス感染症以外の感染症に対しても有効である可能性があるため、再整備事業において可能な限り取り入れていく。

- 検温・手指消毒システムの設置
- 抗菌・抗ウイルス効果の高い仕上げ材の使用
- 換気設備（機械換気・自然換気）の充実
- 非接触型の建具や設備（自動ドアやセンサー式照明等）の採用
- 密集・混雑を避け管理しやすい動線・出入口の設定
- 混雑度の情報発信